電源開発株式会社「新仁賀保風力発電事業(仮称)環境影響 評価準備書」に対する勧告について

> 平成27年8月12日経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「新仁賀保風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

## (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

・場 所: 秋田県にかほ市

・原動力の種類: 風力

·出 力 : 最大66,700kW(2,300kW級×29基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成 2 7 年 3 月 1 6 日
住民等意見の概要受理	平成 2 7 年 5 月 1 3 日
秋田県知事意見受理	平成27年 7月22日
環境大臣意見受理	平成27年 7月23日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原 電話03-3501-1742(直通) 03-3501-1511(代表) 4921(内線) 電源開発株式会社「新仁賀保風力発電事業(仮称)環境影響評価 準備書」に対する勧告内容

#### 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1)環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3)調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### 2. 各論

- (1)騒音及び超低周波音について
  - ① 新設風力発電機及び建替風力発電機の稼働に伴う騒音の予測において、 一部の予測地点について建替風力発電機の寄与が既設風力発電機の寄与を 上回ることはないとして、建替風力発電機の寄与を合成した予測となって いない。このため、現地調査結果と既設風力発電機の寄与の関係性につい て精査し、適切に予測及び評価すること。
  - ② 発電所の稼働による騒音及び超低周波音については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響等、不確実性が大きい要因があることから、既設風力発電機及び新設風力発電機の供用後の予測との差異を確認する等の環境監視に加え、新設風力発電機及び建替風力発電機の供用後に事後調査を実施すること。なお、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講じること。

#### (2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカをはじめとする希少猛きん 類の生息が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境 影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の環境監視を適切な頻度及び方法で実施すること。また、バードストライクに関する環境監視において、希少猛きん類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

# (3)動物(鳥類を除く。)及び植物について

事業実施区域内には新田堤の湿原植生等の重要な群落が確認されていることから、十分な面積の沈砂池等を適切に配置する等、濁水処理に関する環境保全措置を適切に講じ、濁水の流入により動植物の生息・生育環境が悪化することのないよう配慮すること。

#### (4)人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域には観光牧場や展望台を備えた市営の休憩施設等が含まれており、特に工事用資材等の搬出入に伴うこれらの施設の利用に対する影響が懸念されることから、工事工程の調整等により、利用者が多く見込まれる日及び時間帯における工事関係車両台数を低減させる等の環境保全措置を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。